

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び見直しの視点

(1) 計画策定の背景

本市は、日本三景松島の一隅を占める奥松島を有し、大小さまざまな島や嵯峨溪の奇岩、松林など自然景観に優れた地域です。また、鳴瀬川や吉田川などが太平洋に注いでいることにより、沿岸部は海面養殖の好適地となっており、ノリやカキが盛んに生産されてきました。内陸部は、周辺の里山の緑に囲まれた田園風景が広がっており、ひとめぼれやササニシキなどが栽培されています。このような水と緑に恵まれた豊かな自然は、市民の生活に密接に関わっており、市民の誇る財産ともなっています。

さらに本市は、JR仙石線、三陸自動車道路、国道45号の三本の主要交通軸が市内の中央部を走り、恵まれた交通環境を活かした住み良いまちづくりが進められてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大津波により市街地の約65%という広範囲な面積が浸水し、多くの命が犠牲になり、自然環境や生活環境も一変する事態に陥りました。

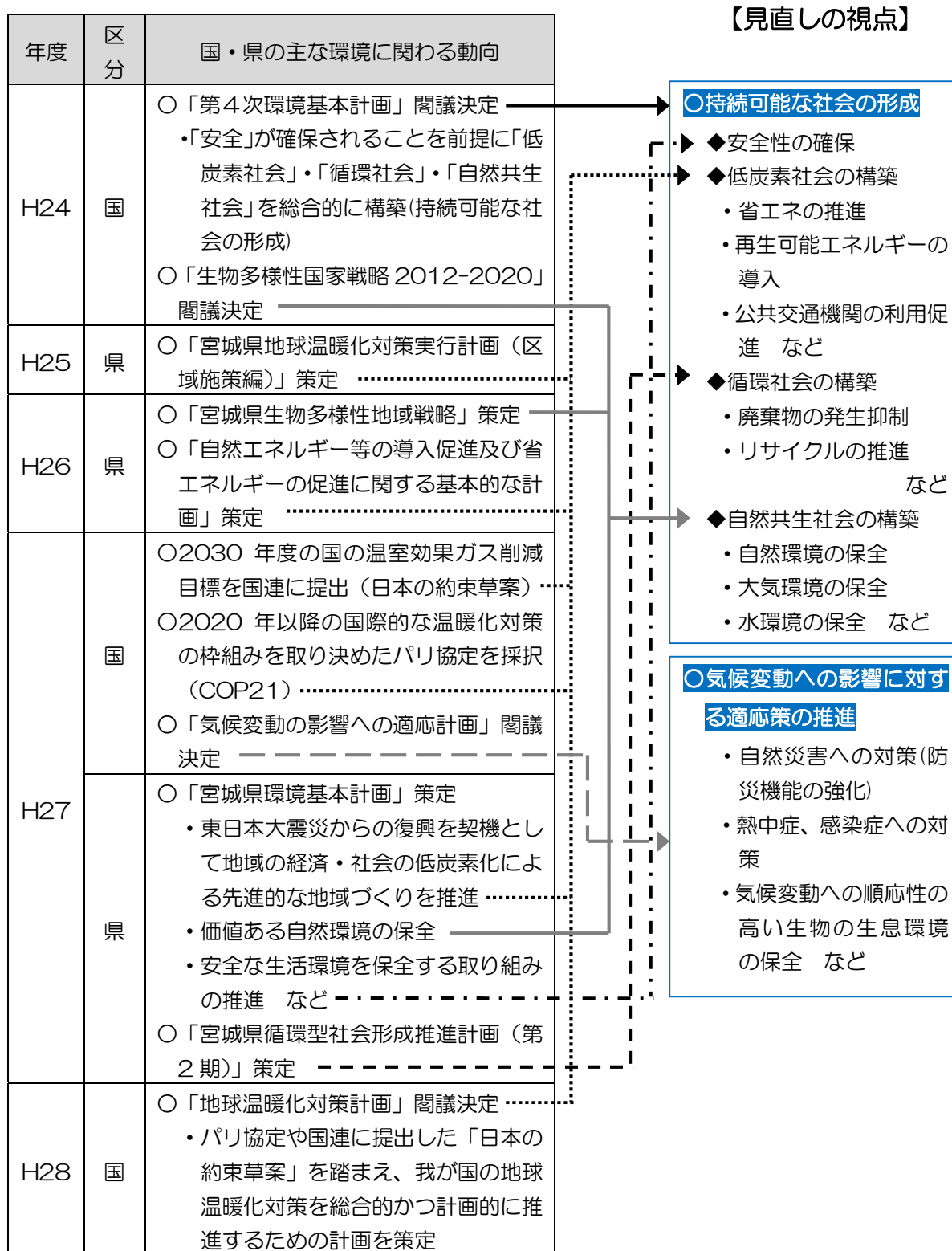
現在、東松島市では、「人育み 人輝く 東松島 ～心ひとつに ともに未来へ～」を将来像に掲げ、市民が一体となって、自然との共生、快適で安心・安全な生活環境づくりなど、新たなまちづくりが進められています。このようなまちづくりを進める上で、環境基本計画は大きな役割を果たすこととなります。復興の過程の中で、環境に目を向けた取り組みを行うことは、進められているまちづくりにつながるものであり、環境基本計画は、その道しるべとなるものです。

一方、私たちの住むこの地球では、地球温暖化や生物多様性の低下など、様々な環境問題が深刻になっています。このような環境問題に対応するため、国では、「第4次環境基本計画（平成24年度閣議決定）」や「生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年度閣議決定）」、県では、「宮城県環境基本計画（平成27年度策定）」などが示されたところです。

平成19年度に「東松島市環境基本計画」を策定してから約10年が経過し、様々な環境への取り組み等により一定の効果をあげてきました。しかし、上記した背景を踏まえると、復興を契機とした新たなまちづくり、新たな環境問題に対応できる新たな環境基本計画が必要であり、ここに「東松島市第2次環境基本計画」を策定するものです。

(2) 見直しの視点

国・県の近年の主な環境に関わる動向を整理し、本計画の見直しの視点を示します。



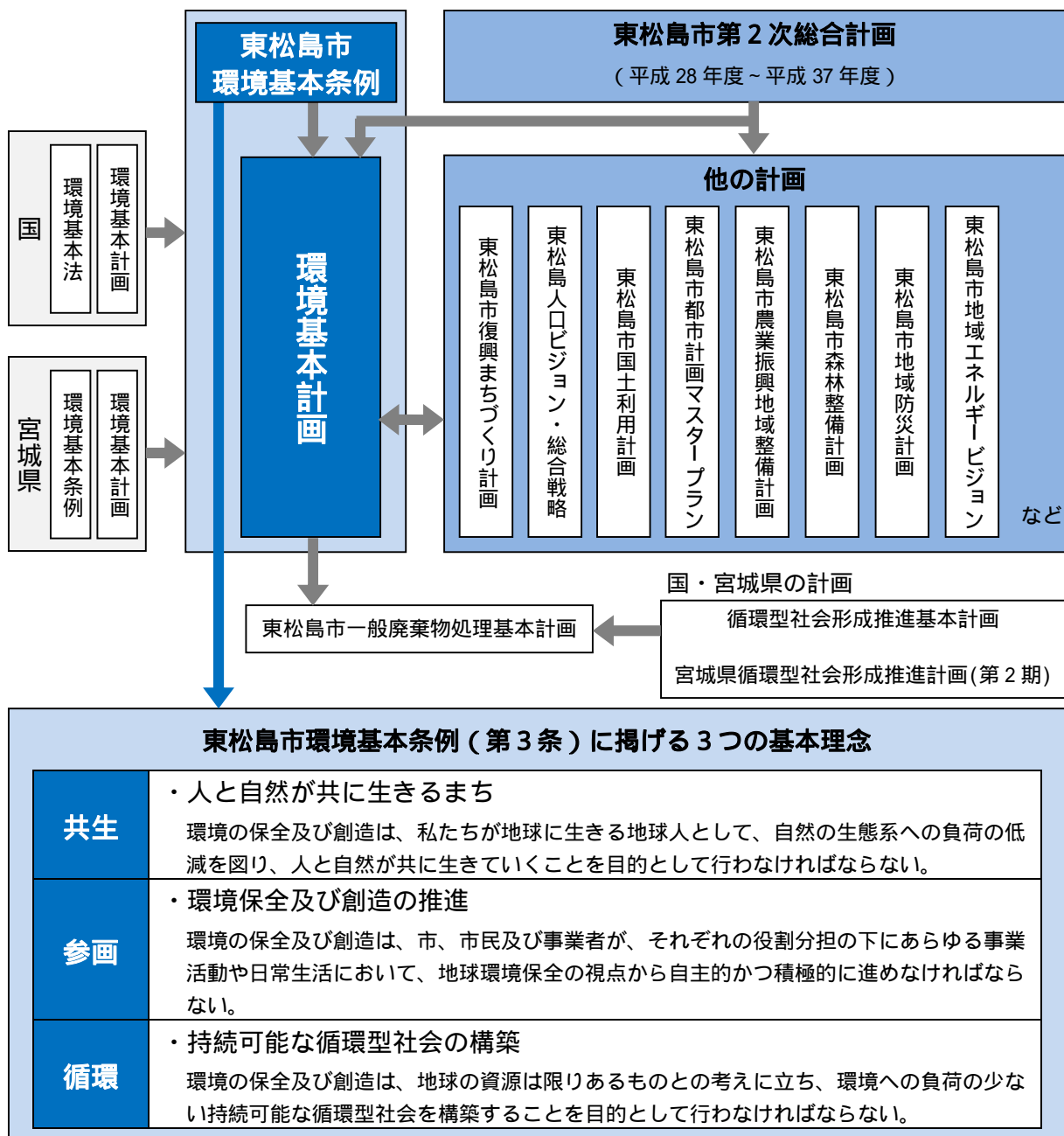
2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠と役割

本計画は、東松島市環境基本条例の理念の実現をめざして、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画で、東松島市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「東松島市総合計画」をはじめとする他の行政計画を環境の側面から効果的に推進する役割を担うとともに、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示すものです。

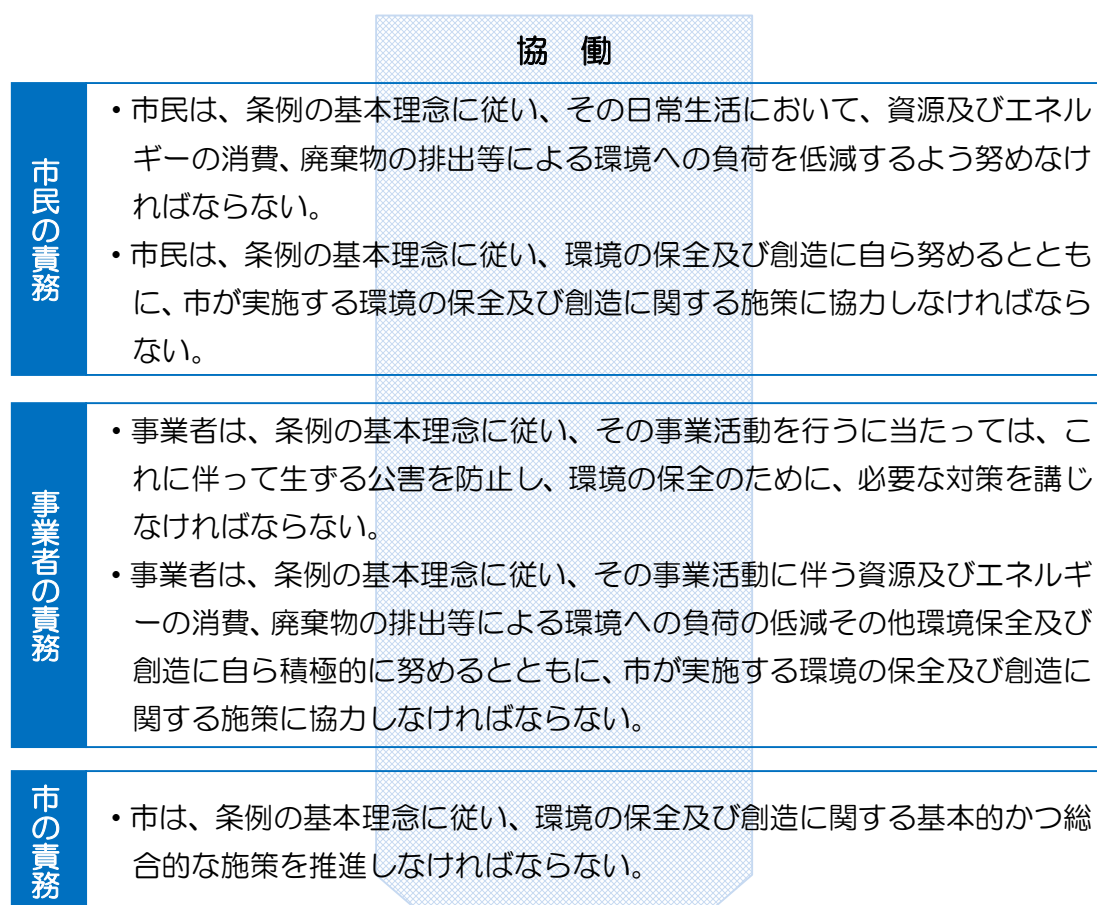
【計画の体系図】



(2) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる東松島市環境基本条例では、市民・事業者・市、それぞれの責務が定められており、市民・事業者・市が協働して、自然環境の保全や環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市をめざしていく必要があります。

【条例における各主体の責務】



3 計画の対象

(1) 期間

本計画の計画期間は、施策などの中長期的な目標が達成されるよう 10 年間とし、目標年次を平成 38 年度とします。

ただし、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度（10 年間）

(2) 地域

本計画の対象地域は、東松島市全域とします。

ただし、広域的な対応が必要となる取り組みについては、国・県・関係市町村等との連携も視野に入れ計画の推進を図ります。

対象地域：東松島市全域

(3) 環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下にあげる「生活環境」「自然環境」「快適な都市環境」「地球環境」「協働・参画」の5分野とします。ただし、環境問題は各分野が相互に関わっていることから、ひとつの取り組みが、複数の分野に関わることもあります。

【計画で扱う環境の範囲】

分野	具体的な対象
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の公害 廃棄物、リサイクル、有害化学物質、放射性物質 など
自然環境	海、森林、河川、動植物、農地、自然景観 など
快適な都市環境	都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（都市景観、公園、緑地、水辺） 歴史・文化（文化財、天然記念物、地場産業、文化施設）など
地球環境	地球温暖化 資源・エネルギー（未利用資源、再生可能エネルギー）など

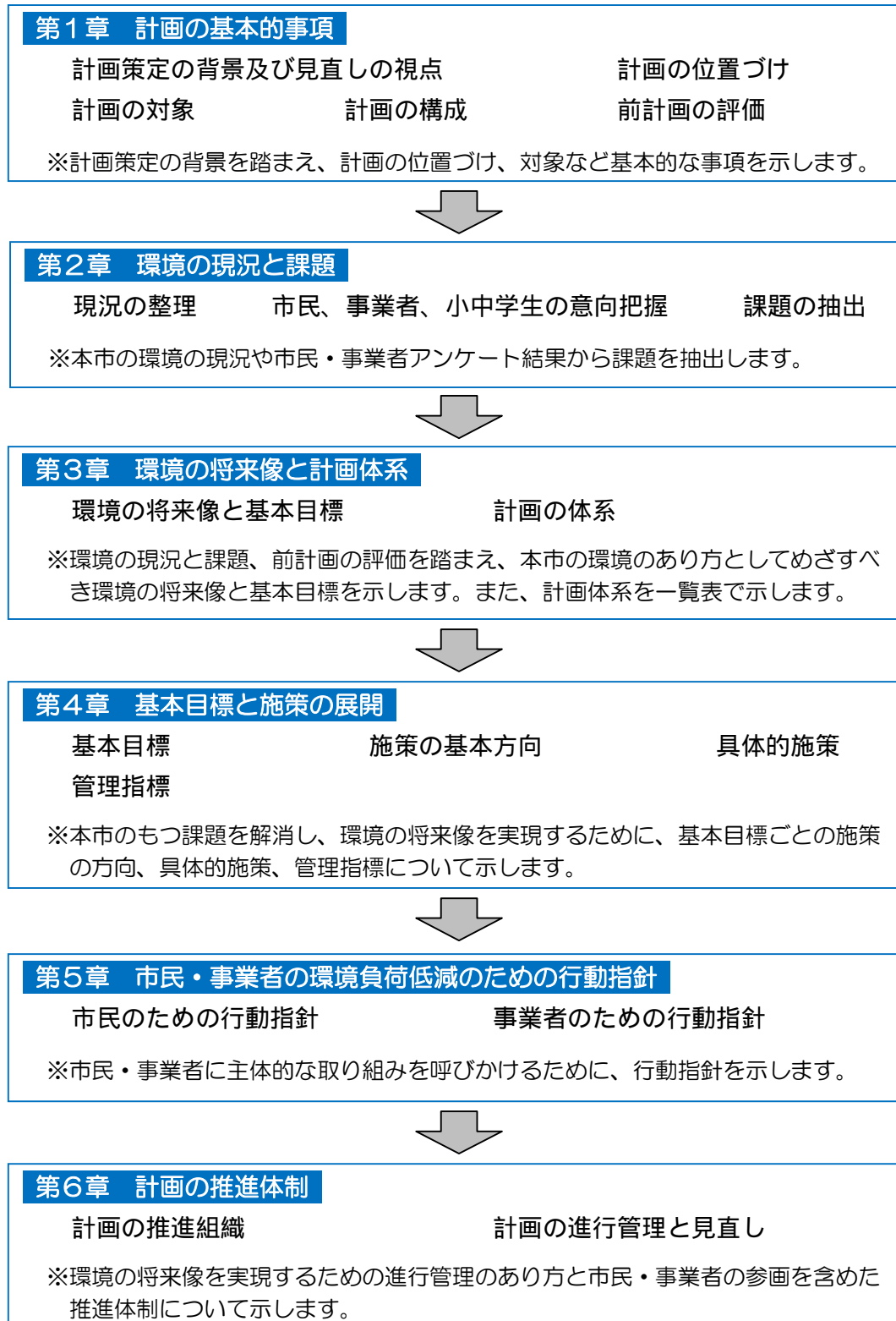
▲

協働・参画	環境教育、環境情報、環境保全活動など
-------	--------------------

4 計画の構成

本計画は、以下の内容で構成しています。

【本計画の構成】



5 前計画の評価

本計画を見直すにあたり、前計画の目標に対する施策などの実施状況を整理し、前計画の評価を行っています。

しかし、前計画においては、目標の達成度を定量的に判断する管理指標が設定されていなかったため、目標に対する達成度を明確判断することが難しい状況にあります。

このため、本計画においては、目標の達成度が定量的に判断できるよう管理指標について検討していくものとします。(前計画の評価の詳細は資料編参照)